

【向島労働基準監督署長からのお知らせ 年末年始号】

—誰もが安心して働き能力を発揮できるTOKYOへ（東京労働局スローガン）—

令和2年度 年末年始労働災害防止

- Safe Work TOKYO -



令和2年当署管内（墨田・葛飾区）では、設備工事業での硫化水素中毒で2名の死亡災害が発生しています。しかも、休業4日以上労働災害の発生状況は10月末357件で前年同期比11件（3.2%）増加です。特に、社会福祉施設（腰痛、転倒等）、道路貨物運送業（腰痛、墜落・転落等）が増加しています。また、転倒災害が災害全体の19.3%を占め50歳以上の高齢労働者が約7割を占めています。

- ・年末・年始 Safe Work 推進強調期間 令和2年12月1日～令和3年1月31日 —東京労働局
- ・年末年始無災害運動（令和2年12月15日～令和3年1月15日）—中央労働災害防止協会
「きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始」
- ・建設業年末年始労働災害防止強調期間（令和2年12月1日～令和3年1月15日）
「無事故の歳末 明るい正月」—建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業年末・年始労働災害防止強調運動（令和2年12月1日～令和3年1月31日）
「健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善」—陸上貨物運送事業労働災害防止協会

新型コロナ
感染症対策

- * 「新しい生活様式」（「3密」回避、感染リスクが高まる「5つの場面」）[厚労省 HP 新しい生活様式](#)
- * 働く方・経営者への支援など（雇用調整助成金等）[厚労省 HP くらしや仕事の情報](#)
- * Q&A（労働基準法：休業手当、年次有給休暇等、労働時間、安全衛生、労災補償等）
[厚労省 HP 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（労働者の方向け）](#)

その働き方、見直しましょう！

「働き方改革」2020年4月以降の新たな改正点

- ポイント1 時間外労働の上限規制が中小企業にも導入！**（中小企業：2020年4月1日施行）
月45時間、年360時間（原則）、臨時的・特別な場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月80時間（休日労働含む）等。（大企業：2019年4月1日施行）
- ポイント2 不合理な待遇差の禁止！**（大企業：2020年4月1日施行、中小企業：2021年4月1日施行）
- ポイント3 職場のパワーハラスメント防止対策義務化！**
パワハラ：（大企業：2020年6月1日施行、中小企業：2022年4月1日施行）
セクハラ：（全企業：2020年6月1日施行）[あかるい職場応援団 HP](#) [東京労働局ハラスメント特設コーナー](#)
- 【すでに施行されています 全企業：2019年4月1日施行】
- ・年次有給休暇の取得義務化！（毎年5日、時季指定等）
 - ・産業医・産業保健機能強化、長時間労働者に対する面接指導等強化！

向島署職員による「働き方改革講習会（毎月1回予定：無料）」・「個別訪問支援（アドバイス）：無料」（03-5630-1031（方面）又は向島署HP参照）及び「東京働き方改革推進支援センター」（0120-232-865 新宿区西新宿1-22-2）の「相談（事例紹介）」・「企業訪問支援（専門家派遣）」（いずれも無料）等ご活用ください。

東京都最低賃金 時間額 1,013円（01.10.1～引き続き）

近隣県	改正額	引き上げ額	改正発効日
埼玉県	928円	2円	02.10.1～
千葉県	925円	2円	02.10.1～

*近隣県では最低賃金が改正になったところもありますので、ご注意ください。
*パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。

労災保険法改正 「複数の会社等で働いている方への労災保険給付が変わりました」

副業や兼業等で複数の事業場に雇用されている労働者について、令和2年9月1日以降にケガや病気をされた場合に給付される休業（補償）給付や障害（補償）給付、またお亡くなりになった場合にご遺族の方に給付される遺族（補償）給付はすべての事業場の賃金額を合算した額を基礎に給付額等が決定されることになりました。（詳細はお問合せください。）

向島労働基準監督署からの情報は・・・ [東京労働局 HP](#) [向島労働基準監督署からのお知らせ](#)
向島労働基準監督署：墨田区東向島 4-33-13 TEL.03-5630-1031（方面） 1033（労災） 1032（安全衛生）